

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要

「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 日本語教育の実施
- 人材の育成
- 教材の作成

プログラム（A）

プログラム（B）

地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

(想定される取組例)

- ・子育てや防災の取組との連携
- ・自治体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

新規 地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教育に初めて取り組む自治体支援

日本語教育に関するノウハウやリソースを有していないために、これまで教室を開設できていない自治体に対する支援を行う。

- アドバイザー派遣
 - ・地域日本語教育プログラムの開発
 - ・日本語教室設置への助言

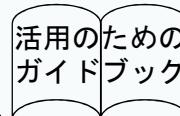
成果の普及

事例の収集、カリキュラム案等の検証・改善

文化庁

審議会報告・成果物の提供

文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。



地域日本語教育コーディネーター研修 (東西2か所)

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等、地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修を実施。

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

本事業の範囲

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 (地域日本語教育スタートアッププログラム)

趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約50万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている自治体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。

経緯

- 入管法改正以来、この20数年間で定住外国人は、約100万人から約210万人へ倍増
- 本年6月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」や「日本再興戦略」改訂2015においては、外国人材の受け入れ促進・活用などが盛り込まれた
- 2020年にはオリンピックも開催され、今後、さらに定住外国人の増加が予想される
- 日本語教室の開設状況は地域によって大きく異なる。
 - ・域内に日本語教室が開設されている市区町村は全体の約3分の1
 - ・日本語教育が実施されていない市区町村に居住している外国人の数は約50万人
 - ・そういった地域に住んでいる外国人は日本語を学びたくても日本語教室がない
 - ・自治体も日本語教室を開設したくても、ノウハウや人材を有していない



【文化審議会国語分科会日本語小委員会からの提言】

- 日本語教室は外国人にとって地域社会との接点であり、一つのコミュニティやセーフティネットとしての役割を担っている。
- 日本語教室が開設されていない市区町村における取組を促す制度に充実すべき
- 新たに日本語教育に取り組む市区町村に対し日本語教育に関するノウハウを伝えるアドバイザー等専門家を派遣するなど新たな支援の枠組みを設けるべき
- 自律的に日本語教育活動を継続できるような取組を促す仕組みを検討すべき

地域日本語教育スタートアッププログラム

アドバイザー派遣のイメージ

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

専門家チームによる
3年サポート

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

日本語教育を行なう人材の育成

日本語教室の開設(試行)

日本語教室の運営

自治体による取組

対象となる経費：アドバイザー、コーディネーター等への謝金・旅費

期待される効果

- 地域に日本語教室が開設される
- 外国人が孤立することが少なくなる
- 地域住民の地域社会への参画が増える
- 地域住民（日本人・外国人）が活躍
- 地域が活性化する